能代川改修計画
県分流案の概況説明

昨年の七・一七水害以来、能代川の改修を下流から早急に促進して欲しいと、国県に陳情を続けてきましたが、県の新津土木事務所では、この要望に応えるための改修計画の方向を検討、九月末に十月上旬には建設省の認可がある見込みがついたので、概略の方針を関係者に明するため、九月十二日、記念会堂に市議、関係区長、関係官公所など約百名の参集を得て説明会を開きました。

当日県新津土木事務所長からは、分流計画案を中心に概略次のような説明が行なわれました。

① 能代川は、昭和二十二年以来改修工事が行なわれてきているが、その進捗率は約二一％で金額にして約五億円位であった。

② 昨年の水害以来、地元の要望に応えて、国県で検討の結果、従来の計画流量が毎秒三百五十トンであったものを昭和四十二年から八百五十トンに改めた。

③ この流量設計の結果今までと異った改修計画を樹てる必要がある ので、現在建設省と協議中であるが、九月の始め頃には十月の始め頃には計画が認可される予定である。

④ 新計画の基本である流量の計算は別表(一)のように各支流の流量合計である。

⑤ 計画縦断面は別表(二)のとおりである。

⑥ 羽越線より下流は現在の川の曲りを直し、必要部分は用地を買収して拡幅する。

⑦ 市街地を貫流する部分は曲りが極めて六巻きしかなく、この曲りを直すことはできない。

曲りを直さないまでも計画流量を流すためには現在の川幅を約三倍以上にも拡げなければならないので、経済的効果から考えて鮎柳付近、栖目木付近から下宋か十月の始め頃には計画が認可される予定である。

⑧ 分流法線の起部は決定次第、関係者と話しあいを進めていく予定であるのでその実現に協力願いたい。

⑨ 分流は、仮りに工事完終しても下流の改修の終らないうちは通水できないため、下流の改修を急ぐことは当然であるので、下流の拡幅工事も同時に進める予定である。

⑩ 全般的に改修の予定時期、期間等は莫大な経費を要するため、どうしても長期の為になるわけである。

⑪ 分流の予定延長は約三、五キロで用地にすると約五十ヘクタール位から六十ヘクタール位必要である。

以上のような説明に対し、参集した関係者からは

① 農地がつぶれて生活ができなくなる。

② 堤外地の埋め立てを規制し現在の川幅を拡げればよい。

③ 現在の堤防を高上げしても水害は防げるのではないか。

などの意見が出され、農地の関係者からは強い反対の意見をのべるむきもあったが、所長は補足して、

① 川の改修は下流から行なうが、上流部でも困っている人が多いから、何れは上流まで支流を含めて行なわなければならない。

② 現在上流の改修は、ショートカット（曲りを直す工事）を主にして一部築堤を行なっているが、ところどころつながっていない場所があるので、結果的には耕地が遊水地となっている。将来これらを嵩上げ全部改修を終ると今年の八・二八水害をないい期間で実現させたい。

③ 八・二八水害の際の最高水位は、山先で六・九五メートルと記録されたが、その時間は八月二十九日の二十三時であり、阿賀野川の水が減水を始めてから十二時間後、新津市内で最高雨量を記録した今年の八・二八水害を大幅に上廻る被害が、新津市だけに集中することが予測される。

③ 八・二八水害の際の最高水位は、山先で六・九五メートルと記録されたが、その時間は八月二十九日の二十三時であり、阿賀野川の水が減水を始めてから十二時間後、新津市内で最高雨量を記録した今年の八・二八水害を大幅に上廻る被害が、新津市だけに集中することが予測される。

④ 新津市内の改修を、現在の堤防の嵩上げだけで可能であるという説は、現在の流で能力が約二百トンしかないので、これを八百五十トンにするためには、遊水地帯となっている耕地が何倍に多いか、嵩上げ高は極めて高くなり、若しくは、

然行政的に上流部の改修まで終らなければ改修を終ったとはいえない。

④ 新津市内の改修を、現在の堤防の嵩上げだけで可能であるという説は、現在の流で能力が約二百トンしかないので、これを八百五十トンにするためには、遊水地帯となっている耕地が何倍に多いか、嵩上げ高は極めて高くなり、若しくは、

ものが破堤すれば新津市は再起不能に近い混海の底になるかも知れない。また、市街地を他の排水のことを考えると不可能である。

⑤ 以上のように上流部の人達も守り、新津市の水害も防ぐためには経済的理由もあるが、技術的にも早急に分流を実現しなければならない。

などのほか、技術的な面の説明も質疑に応えて行なわれた。

能代川の濁流に洗われる流合本町地内の住家

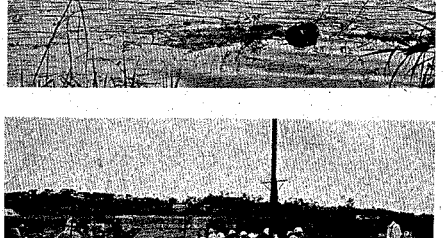

能代川の濁流に没した柄目木地内住宅

水害発生以来、市、県内をはじめ全国各地から多くの救援金品が続々とよせられました。

市災害対策本部では、善意の贈り主に全市民の名で謝意を表わし、一日も早くその好意を被災者に届けるよう、配分委員会で適正配分につとめています。

一方、市では全国各地からの救援物資配分に先立ち、被害実態調査にも とづいて六日全員員を動員、全かい、半かい、床上浸水の被災二千二百十三世帯に対し、毛布四千二百枚、敷布三千枚、タオル七千五百枚、マットレス二十枚、ならびに被災小、中学生千五百五十名に学用品、教科書などの救助物資を支給しました。

◇義捐金（敬称略）

○金光教関川出張所（金光教関川本部）、金五千円（本町二丁目木村盛三）、金三万円（立正佼成会）、長廻野目敬、金五千円（穂島湯川産治）、金二千五百円（下興町下宗取信平）、金五百四十円（蒲ケ沢木伏都子）、金二千円（東京都荒川大賓、寮生一野サキ）、金二百円（島根県大田一高校生）、金三万円（新津ロータリークラブ）、金三千円（新潟市日本赤十字社新潟県支部長柏原正雄）、金一千円（一千四百円、金三十四万円（教育一次配分一新潟県社協支部）、金三五万円（トヨタバブリカ新潟株式会社、新潟トヨペット株式会社、新潟トヨタ自動車株式会社）、金二万一千円（日本電車会議所新潟ブロック協議会）、金一万七千円（ボーイスカウト新津第三団）、金一万六千三百十円（ボーイスカウト新津第一団）、金一千円（本町四丁目堤敦子）、六千二百円（小口老人クラブ和楽会）、金三千円（東京都荒川大賓、寮生一同）、金八千円（桑名市立光風中学校生徒会）、金六千九百六十円（桑名市立立小学校生徒一同）、金百円（秋田市小林良治）、金一千円（保健婦会新潟県支部）、金五千円（亀田郷商盛会）、金二千九百四十円（東京都豊島区駒川中学校二年C組）

（九月廿一六日現在）

◇救援物資（多量のため氏名省略）

中古衣類

五百十九梱包
食糧品　十梱包
学用品　本　三梱包
日用品　二十梱包
タオル、手拭い
三梱包
毛布
一梱包
（九月九日現在）

全国から救援物資
好意生かし早期配分

七百円まで無税
免税点引き上げで
（ガス料金）

地方税法の一部改正にともないガス税の免税点が五百円から七百円に引き上げられ、七月一日以降の検針分から適用されることになりました。

その結果、ガス料金の税額は大幅に減え、七月分の電用戸数、六千百四十二戸のうち、三千三百八十九戸（前年同月二千百六十三戸）が、また、八月分については六千百六十戸のうち、三千二百六十九戸（前年同月、二千千九戸）となり、一般家庭の半数以上のガス料金が免税されることになりました。

避難所に忘れもの

八・二八水害の際、第二小学校の避難所に「掛布団二枚、風呂敷包み二コの忘れものがあります。心あたりのかたは市役所総務課へお申し出ください。

家事相談
利用のおすすめ

家庭裁判所は、家庭のいろいろな問題について審判や調停をするところです。

未成年者を養子にするとか、両親のいない子供に後見人をきめるというような審判、別れ話などの親子間のもめごとや遺産配分の不満などを解決するための調停は、関係者の申し立てにより家事審判官と調停委員によって適切な処理がはかられます。

調停で成立したことは確実です。

個人的にきめたことがいい、場合によっては裁判所が仲立ちをしたり、勧告、命令、強制執行も行ないます。

家庭裁判所では、日曜祭日を除く毎日（土曜は正午まで）、このような家事相談を行なっていますから、家庭のことでお困りの人は気軽にご利用ください。
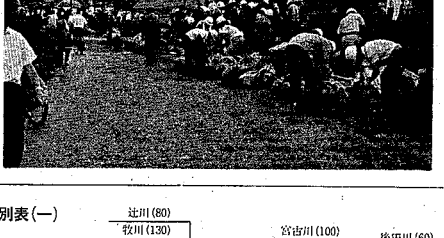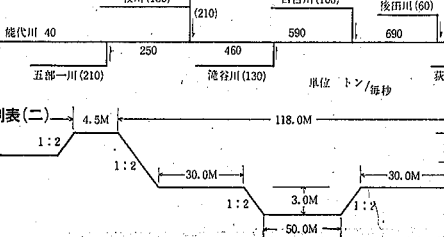
費用は不用、秘密は厳守されます。